

始良市告示第 486 号

始良市指定ごみ袋への広告掲載の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 10 月 13 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市指定ごみ袋への広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、始良市有料広告掲載規則（平成22年始良市規則第12号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成22年始良市規則第107号）により市が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し始良市有料広告掲載基準（平成23年始良市訓令第 3 号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載指定ごみ袋及び料金)

第 2 条 広告は、市長が指定した指定ごみ袋に掲載する。

2 広告を掲載する指定ごみ袋の種類、規格及び広告掲載料は、次の表のとおりとする。

種類	規格（1 枠）	広告掲載料
可燃ごみ用（黄色大）	縦135mm×横165mm	1 枠 100,000円

(広告の掲載基準)

第 3 条 広告は、掲載基準に適合するものでなければならない。

(広告の掲載期間等)

第 4 条 広告の掲載期間は、仕様書により定める期間とする。

2 前項に定める期間において、広告を掲載する指定ごみ袋の作成数量は、市長が別に定める。

(広告主の募集)

第 5 条 広告主の募集は、ホームページ及び市役所窓口において行うものとする。

(広告の申込み)

第 6 条 広告の掲載の申込みは、始良市指定ごみ袋有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に、掲載しようとする広告の原稿（A 4 及び電子データ）その他市長が別に指定する書類を添えて行うものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、規則第6条に規定する始良市有料広告掲載審査会にてその内容を審査し、広告の掲載の可否を決定する。

2 前項の場合において、掲載基準に適合する広告に係る申込みの数が募集した広告の数を超えるときは、先着順により掲載する広告を決定するものとする。ただし、申込みが同日の場合には、抽選により決定するものとする。

3 審査の結果は、始良市指定ごみ袋有料広告掲載決定（不決定）通知書（様式第2号）により広告主に通知する。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括して納入するものとする。

(広告内容等の変更指示)

第9条 市長は、広告内容等が規則第3条各号及び掲載基準第5条に該当又は掲載基準別表の基準を満たさない場合は、広告内容等の変更を指示することができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容等の変更指示に従わないとき。
- (3) 広告主が市の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、市長は、広告掲載を取り消された広告主に対して、広告掲載された未販売の指定ごみ袋を回収させるとともに、市長が定める指定ごみ袋と交換させることができる。この場合において、回収及び交換するための指定ごみ袋の作成等に要する費用は、全て広告掲載を取り消された広告主が負担するものとする。

(広告の取下げ)

第11条 広告主は、第4条に掲げる期間においては、自己の都合により広告掲載を取り下げることはできない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、市の責めに帰する理由により広告が掲載されなかったとき（天災その他特別な事情を除く）は、その全部又は一部を返還する。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料は、広告掲載期間中に作成された指定ごみ袋の総数に対して広告掲載されていない指定ごみ袋の作成枚数に応じて返還する。
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年10月13日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による広告の掲載の申込み、第7条の規定による広告の掲載の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。